

令和5年4月1日
横浜市技能文化会館

陶芸用電気窯のご利用について

○6階にある陶芸用電気窯は、当会館の602 工芸研修室の付帯設備として貸し出しいたします。

○窯は、当会館の602 工芸研修室を利用する日の同月内であれば、異なる日程でも利用することができます。

○窯を利用される方は、1階貸室利用受付まで「窯場利用」を申し出て、602 工芸研修室の利用料金とともに窯利用料を支払い後、利用いただけます。

○窯利用料の単位は1泊2日を一単位とします。
料金は1泊2日 6,000 円とし、1泊増える毎に 6,000 円加算となります。

(例)1泊2日 6,000 円 2泊3日 12,000 円 3泊4日 18,000 円
※営利を目的とした利用の場合は倍額になります。

○窯を利用される方は、窯場内の乾燥台もご利用いただけます。
ただし、複数の団体が利用していますので、秩序を持ってご利用ください。
ごみや不要物、破損した作品等は放置せず、各自お持ち帰りください。
また、紛失・破損等の責任は当会館では負いかねます。

○利用者が自己の責めに帰する事由による陶芸窯の損傷の場合は、賠償いただく場合があります。また、利用者の過失によりスプリンクラーの放水等による他団体・他者の作品に損害を与えた場合は賠償の責を負うものいたします。

以上をご確認のうえ、ご利用・ご協力をお願いいたします。